

# あかり便り

2019年1月号

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

あけましておめでとうございます。  
本年もご多幸ありますようお祈り申し上げます。

平成最後の新年となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。1月といえば、税理士事務所では通常業務に加え、年末調整や、法定調書や償却資産申告書の提出及び個人確定申告の準備があり、3月まで繁忙期になります。

年末調整及び法定調書・償却資産申告書に関してご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡下さい。



## ～インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



## ～1月の税務カレンダー～

1/10

- 12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

1/21

- 源泉所得税の納期限の特例届出書提出者の源泉所得税の納付

1/31

- 11月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 法定調書の提出
- 償却資産申告書の提出
- 給与支払報告書の提出



## 2019年1月からスマホ申告が可能に！

国税庁ホームページより、2019年1月からスマートフォンを利用した所得税の確定申告（以下：スマホ申告）ができるようになります。

サラリーマンのふるさと納税の利用増加などにより、個人で確定申告する人が増えている現状を踏まえ、スマホ申告は納税手続きの簡素化を図る目的で導入されたサービスです。

これは年末調整済みの給与所得者であり、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除だけの一部申告者が対象となりますが、慣れている方には、見やすく操作に慣れたスマホ専用画面での確定申告書の作成ができるようになります。

なお、スマホ申告の手順は、パソコンによる申告とほとんど同じのようです。

国税庁ホームページから「確定申告書作成コーナー」に進み、「作成開始」をタップします。

そして、収入や適用を受ける控除額・名前・住所・マイナンバーなどを入力し、e-taxで申告する場合は、そのまま送信して申告が完了します。

書面で申告する場合は、保存したデータを自宅のプリンターやコンビニエンスストアなどで出力して、郵送等で提出します。

e-taxで申告する場合の送信方式は、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の選択ができるようになります。

マイナンバーカード方式とは、ICカードリーダーでマイナンバーのデータを読み取ることで本人確認する方法で、e-taxのID（利用者識別番号）やパスワード（暗証番号）等の入力が不要になります。

マイナンバーカードもICカードリーダーも持っていない場合には、ID・パスワード方式を選択します。

ID・パスワード方式では、事前に取得したIDとパスワードを入力することでスマホ申告ができます。

しかしIDとパスワードは、税務署において職員と対面による本人確認を行った上で発行するため、運転免許証等の本人確認書類を持参して事前に税務署に出向く必要がありますので、該当されます方はご注意ください。

なお、この方式はマイナンバーカード及びICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応であり、将来的に国税庁ではマイナンバーカード方式に統一していきたい考えのようです。今後の動向に注目です。